



久御山町飼い猫等避妊・去勢手術費等補助金制度が変わります

久御山町では、飼い猫や野良猫の望まれない繁殖を抑制し、地域環境の保全を図るとともに動物愛護の意識を高めるため、猫の避妊・去勢手術費等の一部を補助しています。

令和6年度より制度内容の一部が下記のとおり変更になります。ご理解のほど、よろしく申し上げます。

●補助金額 猫1匹につき手術等に要した費用の2分の1に相当する額
(100円未満切り捨て、上限5,000円)

●申請条件 1人1年度1匹の申請
本町に住所を有し、町税を完納している人
避妊・去勢手術を行った日から6箇月以内で、その手術を行った獣医師の手術実施証明書があること(令和6年度からの申請が対象)

●申請書類 ①久御山町飼い猫等避妊・去勢手術費等補助金交付申請書
②手術費等の領収書
③猫の正面及び全身の写真各1枚
(野良猫は、耳がV字カットされた写真が必要です)



●変更点

	変更前	変更後
補助金の額	飼い猫等1匹につき手術と耳カット施術に要した費用を補助 上限5,000円、1,000円未満切り捨て	飼い猫等1匹につき手術と耳カット施術に要した費用の2分の1 上限5,000円、100円未満切り捨て
交付の申請	制限なし	同一申請者からは1年度につき1匹

令和6年4月1日から
制度が変わります!!



問い合わせ

久御山町役場 産業・環境政策課 環境企画係

TEL 075-631-9964 / 0774-45-3914